昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AJ　前年度以前の年度における B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AK　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第三の十三に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AL　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに AK において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度に

昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AF　前年度以前の年度における B に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AG　立替施行者が立替施行をした小学校の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第三の十三に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AH　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 3 年度以前及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで、平成 2 年度、平成 3 年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、平成 6 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに AG において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度に